



業務改善助成金 不正受給

不正受給は許されません！
不正受給は発覚します！

不正受給に該当する行為例

- 事業計画に沿った設備の導入が行われていない
- 賃金台帳などの提出資料に偽造がある
- 架空の労働者を記載している

不正受給を行った場合

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

- ✓ 悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います
- ✓ 支給額および加算金の返還を求めます
- ✓ 3年間、本助成金等の不支給措置をとります
- ✓ 下記項目を積極的に公表します

事業主の名称、代表者氏名、事業所の名称、所在地、事業概要、
不正受給の金額、不正受給の内容



厚生労働省

岡山労働局